

「新選組金談一件」

「新選組金談一件」は、新選組からの借金の申入れに対し、京都の三井両替店がどのように対応したか、その発端から終結にいたる過程の一部始終を日記風に綴ったものである。

これを記録したのは、直接交渉に当たった同店組頭の藤田和三郎で、新選組との交渉に当たっている最中の十一月に支配格に昇級している¹⁾。藤田和三郎はいわゆる丁稚奉公をした子飼いではなく、嘉永五年（一八五二）、二三歳の時の中途採用であり、書役として入店しているだけあって、筆まめで、手控類なども数多く書き残している人物である。

慶応二年（一八六六）九月八日、京両替店は新選組から西本願寺の屯所に呼び出しを受け、近藤勇、土方歳三の二人から直接に金一〇〇〇両の一時的な立替を申し込まれた。それから四か月の間新選組との関係を断とうと対策に苦慮する。

近藤勇、土方歳三と両替店側のやり取りには新選組が資金繰りにどのように三井を利用しようとしたか、逆に両替店では

新選組をどのようにみていたかがい知ることができる。

また両替店が事態打開に向けて協力を依頼した人物西村芳三郎から得た新選組の内部情報にも、当時の新選組の様子を知ることができて興味深い。この西村芳三郎というのは、西本願寺の寺侍で、日常的に新選組に接し、明治二年になってから自らの見聞録「新撰組始末記（一名壬生浪士始末記）」を著した西村兼文²⁾と同一人物であることはほぼ間違いないと思われる。

ただし、西村の情報のごくまで信用できるかという問題点もある。例えば副長土方歳三について「室賀美作守様御用人之次男之由」と注記された箇所があるが、しかしこれなどは土方が素姓の明らかな武士であるかの如く西村に伝えられていたということであろう。

この新選組との一件があった前年の慶応元年五月、藤田の上司である、当時支配役の山崎甚五郎の手になる「見廻組調

達一件³⁾が書き上げられている。これは京都見廻組の金談に
対応した際の詳細な記録であるが、藤田もこれにならって体
裁を整えたものであろう。

見廻組も、新選組ともに三井両替店にとつては不意の招
からざる客であつて、しかし政情不安の時代柄市中見廻り
という無視もできない相手であつたため、対応の仕方について
その一部始終を残す必要性を感じたものと思われる。

両者に対し、京両替店はそれぞれ異なつた結論を出す訳で
あるが、それは見廻組と新選組に対する社会的評価の違いを
表している、とみることができよう。

京都見廻組は元治元年（一八六四）四月に新設された、れ
つきとした幕府の職制に組み込まれた組織である。当初備中
浅尾藩主蒔田相模守（高一万石）と旗本（六千石）松平因幡
守（出雲守）の交代寄合のもとで京都の治安維持にあたつた。
一方新選組がまだ壬生浪士組として会津藩お預かりの身分
となつたのは、その一年前の文久三年（一八六三）三月であ
り、同年八月に新選組の隊名がつけられた。見廻組は幕臣、
新選組は会津藩主松平容保の京都守護職を後ろ盾にした浪士
組織ではあつたが、資金は両者とも幕府から支給される。見
廻組は元治元年に結成されたものの新規の御役で御役所附御
入用金之出所も極まらず、また前年冬には出雲守が浪士（武
田耕雲齋一派）追討のため敦賀に赴いて多額の出費が嵩み、

結成から一年経つても御下げ金の沙汰がないという。

新選組の場合会津藩を通して下げ渡されるが、西村芳三郎
によれば、新選組は「馬之四五匹も飼置」き「鉄砲稽古」な
ど物入りで、上からの手当てだけではとても足りず、下村
（大丸）、岩城升屋にも出入しているという。どちらも資金が
なかなか京都までもたらされないため、当面の買ひ物の支払
いなどにも困つたあげくの三井への金談である。

三井京両替店が両組織の金談にどう対応したか比べてみよ
う。

山崎甚五郎の記した「見廻組調達一件」によると、松平出
雲守配下の京都見廻組が豪商三井と当て込んで七本松の見廻
組飯御役所に呼び寄せたのは、初め呉服店の越後屋京本店で
あつた。見廻組では御用達商人の和泉屋久七も資金難とのこ
とで、越後屋京本店に金二〇〇〇両の調達を依頼したのであ
つた。越後屋京本店は、自分の所は呉服仕入店であつて、元
仕入金に差し支えることを理由にして断り、三井三郎助が御
為替御用を勤める両替店を紹介してしまつた。するとその日
のうちに三井両替店に見廻組肝煎方四名が押しかけてきた。
「臂を張、鉄扇を握、其様子恐敷存⁵⁾」、山崎は金一〇〇〇両丈
けなら重役に相談なく一存で都合つけてもよいと申入たが承
知してもらえず、ついに金二千両融通の「何共苦々敷」強談
判となつた。しかしこの一件は三井両替店が懇意にする西町

奉行所与力砂川健次郎^⑥に相談した結果、これは公辺の御用筋であるとのことで、断りきれないとあつて翌々日にやむなく調達したのである。証文の差出人は見廻組御用達商人の和泉屋久七、奥書は見廻組肝煎方等九名である。金二〇〇〇両のうち一〇〇〇両は御下げ金のあるなしに関わらず当月中に返済するという証文になっている。たしかに一〇〇〇両は五月中に返済された。残りの一〇〇〇両は九月に交渉がもたれ、うち五〇〇両の貸延べを願ひ出たが両替店は延滞を認めず、いったん全部返済してもらつた上で、新たに金五〇〇両の証文を取り交わした。和泉屋久七を通して決済されたのは十二月二七日、この間の利息は取っていない。

見廻組への調達金が帳簿上どの費用につけられているか、残存する慶応元年秋季の大福帳^⑦でみると、後から貸し直した金五〇〇両は、「当座貸」九月一日に

一金五百両

廻

見廻り組

十二月廿六日取

御役所

当分立替金

とあつて、十二月二六日に完済されたことになっている。

三井が黙つて金談に応じたわけではない。二〇〇〇両の調達金について蒔田相模守の組から内々の調査が入つたことで、強談判が松平出雲守の耳に入り、三井から町奉行所に訴えられるのを恐れた出雲守から穩便にと然るべく返済の確約を取

り付けたのである。

一件落着に至るまでに世話になつた人々は与力砂川健次郎をはじめ、蒔田の配下や北三井家使用人の関係者など全部で六人、その謝礼にかかつた費用はしめて金四両であつた。最後に取扱い山崎甚五郎、藤田和三郎の連名で「但調達中前後輕少之品和泉屋より差出候へとも断申述、差戻シ、聊か之品等一度も更ニ受納いたし不申候」と、取立てに妥協を許さない姿勢をみせて結んである。

さてこれに対し新選組は三井両替店ではどのように扱われたであろうか。

新選組の資金集めについては、元治元年十二月から慶応元年四月にかけての大坂に於ける会津藩御用の名目で近藤勇が二人の豪商から計七万一〇〇〇両を調達したことが知られているが、三井には来ていない。従つてこれが新選組と関わる初めての経験である。新選組が最初に使いに寄越したのは、同組幹部、副長助勤の井上源三郎であつた。三井に一目置いてのことと思われる。

「新選組金談一件」では、近藤勇が「当役所入用金御支配会津侯より御渡有之候処」と会津藩の支配下にあることを強調して、二、三日の立替金一〇〇〇両に利子も付けるといい、さらには新選組の出入御用達となることを要請した。三井両替店側は当初から断る姿勢を見せている。「此新選組と

申者如何之御役向柄御取扱被成候事哉、御知行二而も有之儀哉、世評ニも何歟一通り公辺御役向不分明二而、詰り合点不参御役柄」と実態そのものを疑っているのである。見廻組には相手の名前の下に「様」をつけているが、新選組には局長近藤勇以下一段下げて「殿」を使っており、最初から見廻組に対するのとは差をつけた見方をしている。

どうやって断るか、三井両替店が相談を持っていったのは、同苗一家のひとつ小川家（小野田三井家）の一件で「不図右談ニ御駈引も有之」⁹、しかも新選組に立寄りしているといふのが西村芳三郎だったのである。この西村から新選組のおよその内情を聞き出し、そして新選組との関係を持たぬよう、調達金も出入用達となることも断るようにとのアドヴァイスをうけた。

西村芳三郎の意を受けて、近藤、土方に話をつけてくれたのが新選組幹部の三木三郎と篠原泰之進であった。西村の情報では、三木は組頭助勤、篠原は目付調役ということになっている。西村は勤王家であったところから、新選組の中の尊皇派伊藤甲子太郎一派と親しくしていたという。三木三郎と篠原泰之進とは元治元年十月、三木の実兄伊東甲子太郎についていき、江戸で新選組に入隊、慶応三年（一八六七）三月伊東を頭に御陵衛士を拝命され、ともに新選組を離隊した仲である。¹⁰

二人がどのような取成しをしたかまでは判らないが、一件が落着いたのは、最初の呼び出しから一カ月近くたった十月四日である。本文によると、藤田和三郎が屯所に出向いたさい、近藤、土方が「此程より相談候金談筋一条、何角其方おゐて迷惑ニ相成候由、此新選組台所者公辺より御賄有之儀、尤大坂へさへ罷越候得者何時二而も都合出来不自由無之儀、聊之儀を彼是と六条之足輕様之もの中江入取扱候儀、右様風聴致候事及間敷哉、此上者其方より申出候共当方より借請不申事也」という。この表現によつて、武士の誇りと新選組という組織の威信を大いに傷つけられたことがわかる。後の仕返しを恐れた三井であったが、西村の言によれば「頭取候仁二而兎角武士道專要と申居候訳故」二言はないということであった。

事態は終了したかに見えた「金談」であったが、その後まづ三木三郎から個人的に西村を通じて旅用として内々の借用金の申入れがあった。その始末が済んだ後、今度は酒好きの篠原泰之進から酒代をねだられる羽目になる。この一件史料の後半は、新選組内部の個人的な無心の始末についての対策となる。新選組の規律では個人的な金策をすることを禁じているため、二人が直接店まで押しかけてくるということとはなかった。しかし藤田は篠原への酒代には不快感を示している。そして最後は新選組勘定役という三人が西村芳三郎を通じ

て再び金千両の金談をもちかけてくるが、一人五両づつと酒席代を渡して、間をとりもつ西村へも不信任を示しつつ新選組と完全に手を切った。

ここにいたるまでの総費用は金八七両三歩三朱と記されているが、慶応二年秋期の大福帳が残存しないため、どの費目から支出されたかはわからない。

なお余談ながら、明治四年秋から同五年にかけて京両替店が西村に無利子で金を貸しているが、この一件への協力が縁であったと思われる。

- (1) 明治元年二月に支配役、同年十一月に通勤支配、同四年十月後見となっている。明治五年頃名を助右衛門と改め、銀行創立後明治一四年まで西京分店の五等席副元締として勤務した。ちなみに藤田助右衛門の名は元締家督の名跡を継いだもので、元は中村姓であったが、万延元年（一八六〇）に小石川三井家第七代当主三井高喜の推薦で藤田家を相続した。
- (2) 『新選組史料集』菊地明解説「新選組始末記―一名壬生浪士始末記」による。
- (3) 三井文庫所蔵史料 統一四三四。
- (4) 両替店では貸付にあたって相手の身上調査を行なうが、江戸住まいの和泉屋久七についても業体、台所事

情、人柄など現地調査をした。「見廻組調達一件」によると、本材木町式丁目、四丁目袋物煙草入渡世で堂上方御下向のさいの小買物御用を勤め、同町裏住居に土蔵一カ所を持ち、手広くはないが「随分何成二相暮」しとある。

- (5) 「見廻組調達一件」中、松平出雲守が手に入れた調書「松平出雲守殿組之内三井方江金談之義有之様子ニ而蜜々及探索候儀」に書かれた表現である。

(6) 「袖中京都武鑑」（慶応三年版）の「西御奉行御組御役附」中の「公事方」と「御取締掛」に名前がある。

- (7) 三井文庫所蔵史料 統一〇一七。

(8) 脇田修、中川すがね編『幕末維新大阪町人記録』（清文堂、一九九四年）、宮本又次『鴻池善右衛門』（吉川弘文館、一九五八年）

(9) 小野田三井家と西村芳三郎あるいは西本願寺との接点は全くわからない。第六代孝令は他借して蟄居の身であり、負債の始末と関係あるかも知れない。

(10) 参謀の伊東甲子太郎が同志十四名と共に御陵衛士として同組より分離したのが慶応三年三月二〇日、大政奉還後の同年十一月十八日に伊東は新選組によって七条油小路で殺害された。三木三郎、篠原泰之進は逃げのびて戊辰戦争では薩摩藩に属して戦ったという。

(古賀茂作・鈴木亨編著『新選組全隊士録』講談社、

二〇〇三年十一月)

この「金談一件」が何時浄書されたかという問題と関わってくるが、藤田が新選組の情報として主要メンバーの役柄を書き取った際、武田観柳斎について、「武田氏同年(慶応二年)十月出走之処、其後右組より召捕方於途中切害之由」および「酒井氏同月(十月)暇相成候由」と書入れた注書きがあるのに、慶応三年三月二〇日に新選組を離脱した伊藤甲子太郎、三木三郎、篠原泰之進には何も記載がないことから見て、少なくとも慶応三年三月以前には浄書されていると考えられる。

(11) 幕末の不安定な社会情勢にあつて、この種の訪問をどうやり過ごしていたのか。京両替店の大福帳の費目に「店前」というのがある。店内限りで処理されるものだが、前出の慶応元年秋季の大福帳をみると、

八月三日付

一金彦朱

中国筋浪人

金談筋頼来候へ共断申

切菓子料遣ス

十二月四日

一金式歩

土屋采女正様

藩中無心筋被申掛候得

共断申切

菓子料遣ス

とただで追い返しているわけではない。さらに慶応三年

(三井文庫所蔵史料 統一〇二一、統一〇二〇)では、

四月七日

一金五兩

浪士躰之者金談之儀申候
得共断申切無抛肴料遣候

(五月) 同廿八日

一金式歩

浪士躰
林保次郎と申仁無心罷
越候付断申切肴料遣ス

九月三日

一金彦朱

侍躰之者
無心申参り候ニ付菓子
料遣ス

(十一月) 同廿四日

一金式朱

歩兵方之者無心申参り候
付断申切菓子料遣ス

(十二月) 同廿六日

一金式両式歩

長州家来之由ニ而無心申
掛候得共断申切肴料

遣す

と記されていて、金談に來たものも、また浪士ばかりでなく藩の家中でも無心と同じに菓子料、肴料で済ませている。

(12) 慶応二年の賄方の「金銀出入帳」(三井文庫所蔵史料

料 統一〇九七)には「出 口々かし」の中に

五貫三拾五匁八分 酒 新撰組一条

別紙有

(略)

七百九拾貳匁 酒 新撰印かし

金二兩七步代

とでてくる。前者には藤田和二郎に支給された大儀料はカウントされていない。後者は三木三郎に出したものとされるが、こちらでは西村芳三郎に支払われた肴代表両壱歩も計算外である。その後支出した篠原泰之進への酒代や、勘定方へ渡した分については記載がない。また「出 口々かし」に使途不明ではあるが左のような金額の出入がある。

六貫九拾壱匁八分 ⑤

新撰組印かし

金サシエ兩七步マ朱代

一、五貫八百貳拾七匁八分

酒 入 新撰印かり

金サシサ兩マ朱代

内

一、二拾八貫五百五拾七匁六分 ⑤ 入 請取

(13) 明治四年、同五年「大福帳」(三井文庫所蔵史料

統一〇三二、統一〇三六、統一〇三七)、(西村兼文金

子借用証文)(三井文庫所蔵史料 統一三三七一六)。

「(西村兼文書状)(藤田和二郎宛)」(三井文庫所蔵史料

料 統一四七四一〇一〜三三)。また書状から明治

五年には西村は東京を出たあと、犬上県(現滋賀県彦

根市周辺)、奈良県へと職場を移したことがわかる。

(樋口知子)

凡例

一、字体は原則として通用の字体を用いた。

一、変体仮名は現行の仮名に改めたが、助詞の者、江、而は漢字のまま小さくして用いた。ははよりに改めた。

一、読みやすくするため、適宜に句点を入れた。

一、平出による改行は行っていない。

一、明らかな誤字は訂正した文字を入れた。

一、史料中の符帳は左の通りである。

(一) 二 三 四 五 六 七 八 九 十 百 千

イ セ マ ツ サ カ エ チ ウ シ 舟 仙

(表紙)

「新選組金談一件」

(三井文庫所蔵史料 続一四五一—三)

慶応二丙寅年

九月八日

一今朝新選組井上源三郎殿と申方店表江入来、相談度義有之候間、只今早々西六条屯所江罷出可申旨申聞られ候付、即刻富次郎罷出候処、近藤勇殿御逢、当役所入用金御支配会津侯より御渡有之処、大坂御金蔵之御金操二寄、此節御渡可相成分延引いたし、差当り手支候付金千両、四五日之間立替申間敷哉、何れ四五日之内二者相渡り候儀二付、右ヲ以無相違返却可及、何分比儀訳而頼申度、決而四五日之内より相延不申候間、呉々宜相頼申入候段被申聞候付、御立替之儀者何れ御断可申上筋と存候得共、一応引取可申聞旨申述候処、聊相違無之暫時之事二付、何分今日之急場間ニ合候様是非々々可然相談致呉、後刻迄ニ右金高持参いたし呉候様相談頼入候旨、押而被申聞候付、尚引取委細可申入旨申述引取申候

九月八日

一右之通二付一同及相談候処、何分一通り御役所向とも違ひ如何之次第二而御用辺御勤有之事哉、勿論兼而承り居候辺も有之候旁、何れ程克相断候より外無之儀二付、当節不操

合之義を始其外差支筋申双、尚又富次郎罷出候処、一向承知無之、左候ハ、明朝重役之者直々罷出可申様被申聞候付、重役之者罷出候共同様之儀二付、何卒御免可被成下度段種々申双相歎候之処、右者此度之儀者申通り、尤以来之所当方江始終忝人詰切、万事用達可申積二而、掛り之もの相拵立入之義も相頼度次第二付、是非明朝重役之者罷越候様可申聞旨被申聞候付、無抛委細可申達旨申述引取申候

同日

一右ニ付色々及評儀候得共、何分ニも立入杯之儀迎も致候事難出来、差当り千金立替之辺も有之、勿論別宅罷出候儀者猶更差支候付、評談之上明早朝今一応品克申断切候様可致積

九月九日

一今朝和三郎御屯所江罷出候処、近藤勇殿、土方歳三殿御逢二付、今日重モ役之者御呼出之処、手前方儀者金談筋其外とも別而御役所向御用等之儀者惣躰之談二而、重役罷出候共即時ニ御請申候儀者不仕、尤主人たり共一存二万事取計候事者不仕、主従合体之上之談ニ無之候半而者相整不申儀二付、粗御談筋者昨日承知仕候得共、何分当節金操六ヶ敷、殊ニ昨日之今朝二而一同夫々申聞候間も無之位、旁右辺宜御憐察被下度、御立替之儀者幾重ニも御免被成下候様、此儀重役罷出候共同様之儀二付、尚御談筋も御座候ハ、私

江被仰下候様存候之旨程克申述候処、昨日相談し候千金立替之儀、此度之所者最早昨日半金相渡り候付、跡半金者如何様とも可致間、其儀者最早立替呉被申候二不及候、扱御金藏御金操之次第二而兎角相極り通し日限二御支配会津侯より相渡り兼、殊二寄渡金買方等之者江差支候付、右様之節者僅三四日程之間之所、凡金高千兩前後申遣し次第何時二而も直様御取替相成被下候様之事二いたし度、利足も差出し可申、返済之儀者急度三四日之程之事二而、支配向より渡り次第聊無相違返金可及、若右日限二相渡不申候時者、千金位之事二付、大坂表迄罷下候ハ、往返三日二而急度返済可致事二取計可申、尤大坂表之儀者式拾軒余も銀方出入無之儀二付、同所二而者操合も早速相調候得共、京都表之儀者未銀方出入無之候付、万一之節不弁理之事二付、何れ両三軒立入とも無之候半而者難成、夫故先貴家江此儀相談及び候義二有之候段被申聞候付、右様成儀者不存寄次第二而、手前方差支候儀二付程克申述候者、右御立入杯之儀者迎も手前方御請難申上、近来御公用数多臨時御用廉々有之中々親規外御用等取計候儀不思寄事二而、其上無人之折柄二付万々一仕落等有之候時者申分難相成、手廻り兼候儀を御請申上、心配之上二も詰り手前方迷惑相成候辺二陥り可申、此儀者是非御断可申上筋筋二付、宜御賢察可被下旨申述候処、尤二者候得共、差急キ候儀二も無之候間、何分重

役之者一同江も申談篤と致し候儀承り度、譬其元差合有之歟も不存申候得共、大家之義千金位之儀を取計候迎、夫故差障り候儀も有之間敷、勿論夫も僅兩三日程之立替之事、又以来出入用達之積二相心得、時々罷出居候様之事二いたし度儀者猶篤と勘弁、相談之上否申出呉候様、最前申入候通り最早此度之処者昨日御談申候俄入用筋御取替之儀者相済候付、急キ不申候間、右出入用達相勤呉被申候廉之用向計二付、宜御承知御頼申度、呉々御懇談宜御頼申候旨被仰聞候付、如何御座候哉難計候得共、何分罷帰り夫々被申聞候之間、暫御猶予被下度旨申述候処、決而急キ不申候間篤と相談候上御答被下度段申聞られ候付、免も角一同江申聞候様可仕旨申述引取申候

一右之通二付一同及評談候処、此新選組と申者如何之御役向柄御取扱被成候事哉、御知行二而も有之儀哉、世評二も何歟一通り公辺御役向不分明二而、詰り合点不參御役柄二付、兎も角も相心得不申儀を相談し候迄も無之儀二付、幸ひ西村芳三郎殿事当春以来小川御家御一件之儀二付、不図右談二御駈引も有之、旁右御方兼而彼御組江御立寄有之段噂承り及び候付、内々此度御頼談之一条相咄し、可然御賢慮も有之候ハ、承り、程克断切申候方可然相談二付、西村氏江和三郎罷出、前段御談之次第具二申入探索之処、右新選組と申者、会津侯御支配二而、頭分月^上兩、平月^三七兩宛之御

手当ニ有之、諸入費向者右之外ニ有之候得共、中々下り物

計ニ而者逆も引足り不申様子、尤暮方も大形ニ而馬之四五
疋位も飼置、鉄炮稽古も最初四九ノ日ニ調練候処、巷ケ度
之物入相応ニ相抱り可申ニ付、当時者日数相減稽古有之次
第、何れ外ニ融通等無之候半而者御手当計ニ而者中々相統
不被致事ニ候、就而者下村、岩城杯も出入いたし居候得共、

勘定残りも出来候由、右ニ而先公辺おゐて者左而已是と申
御用役も無之御様子ニ候得共、会侯より御取用ひ之御様子
御軍役重キ之事と被存、何歟なし全浪人ニ有之候間、右様
之次第其御家江被申懸候儀有間敷事ニ而、右を御請被成候
而者御家之瑕瑾ニ有之、尤用達杯出入杯と申義ハ何迄も御
断不被成候半而者宜狩間敷、右等之段右組江拙者心易致し
居、加様成有之儘之儀申出し候も不人情之儀ニ者候得共、
評判不宜何時当時之人備入狂ひ候儀も難計、御立寄不被成

方其元之御為ニ宜段被仰候付、只今之姿何と歟御答可申出
場合ニ付、如何致し候而宜哉之旨申述候処、何分程克御断
切被成へく様存候旨被申候付、可然御分別有之候ハ、何卒
御取計方願度旨申述候処、右組内ニ入魂之ものも有之候付、
差支不相成様相探置候而、其元御承知ニ候ハ、如何様とも
取計可致旨被仰候付、先穩之方勿論ニ而、御断申上御聞届
さへ相成候ハ、夫ニ而宜次第ニ付、右御断御差図被下度段
相願候処、先一応右入魂之もの江相談之上御取計可被成旨

被申聞候付、何角頼置引取申候

一右ニ付其翌々日猶又西村氏江和三四郎罷出候処、右入魂之もの
の江相咄し候処、先一応書面を以御断立被成候方宜、其上
返答無之候ハ、又其節御相談可被成旨御差図ニ付、則左之
通

以手紙啓上仕候、秋冷之節御座候得共、弥御勇健被遊御
座奉恐賀候、然者其御役所御入用金御請取日限自然御延
引相成候節者、暫之間御入用金立替調達之儀、尤以来御
立入御用達と相心得、右辺之御用相勤可申哉之段、一同
篤と勘考相談之上否可申上旨、過日御談之趣則夫々江申
聞一同相談仕候処、近来御公用向於私方取扱罷在候御用
筋廉々御座候而、外御用之儀手廻り兼、其上当節金操六
ヶ敷折柄、旁以新規手馴不申御用筋御請申上、万一不都
合之儀等出来仕候而者何共奉恐入候儀、夫是心痛仕候付、
前条今般御談之御用筋私方江被仰付候御儀者右之次第被
為聞召訳何卒御免被成下候様奉願上候段申聞候儀ニ御座
候間、此儀私参上仕可申上筈之処、此節時氣当りニ而引
籠居、余り御答延引仕候而者又奉恐入候付、右之段以
書中御断旁申上候、宜御聞上之程偏奉願上処如斯御座候、
以上

九月十八日

三井名代
藤田和三四郎

近 勇 様

土 歳三様

右之通相認、和三郎当病之趣を以て遣候之処、取次之衆請取置候段被申候付、上ヶ置引取申候

九月廿日

一右手紙為持遣し候後、今日迄何等御答無之、余り捨置候も不心成、一応罷出候方可然相談ニ付、今日和三郎罷出候処、近藤氏、土方氏居間列座ニ而御逢ニ付、此中より当病引籠居、余り御答延引いたし候も恐入候付、乍失敬書面を以過日申上候段御断申述候処、土方氏被申候者、右手紙之表ニ而一応者事分り、定理者右ニ而宜候得共、此程申候如く種々入訳申候義を其元ニおゐてハ相分り不申哉、会得参り不申事哉、又此方より折入而頼むと迄申入候儀を弁へながら承知いたし候而断申立候哉、其儀承り度、其次第者僅千金計漸兩三日之内立替候由、大家之其方夫が為ニ融通不相成と申事者有間敷、夫も邂逅之儀を前に談候訳合、又新選組江立入致し候儀者何故差支候儀哉、於当方自然右御手当金請取方延引相成候時者、夫々江之渡方手支、又出入之もの買物代ニも相後レ候仕儀ニ至り難儀相成候付、最初より右入訳申述置候儀、其方より申出候近來天災等ニ而打続入箇多、其上当節不操合と申候得共、其儀者一体之事ニ者無之哉、大小者有之夫々家柄相応ニ出費者有之筈、夫等之儀

者承り不申共能々承知之事ニ而聊無理成談し者不致申積、成程小家江申談候時者夫が故差当り難渋ニも可有之之歟、其方杯者現当難渋と者申候得共大金取扱居、右取替位之事ニ而手支候様と者為申間敷、尤大坂ニ而者何時ニ而も五六千両位者即時ニ出来候事故、是等之儀を別段其方江申入者不致候得共、何分京地ニ而者今以立入之もの無之故如斯申間候を合点不參哉、分り不申候ハ、何ヶ度ニ而も申聞せ可申、其上当方前ニも申如ク是より頼入候而も聞入不申、又夫々迷惑いたし買物代等相後れ、小前之もの難儀いたし候共、於其方者構ひ不申了簡ニ而只難渋不操合を申立、何所迄も断切可申所存哉、左候ハ、於当方も存寄有之儀、併右者決而無理ニ押付申候次第ニは無之候付、右相頼候而も不構外々之迷惑相成候而も、押切而断申立候事哉、右等之訳合深勘弁否可申出、最早此上者右より申方無之候付、断共請るとも急意いたし候儀、両様之内返答可致旨被申聞、此方より理屈申入候而も中々聞入不被申、唯今ニ而者即座ニ断申候得者、夫ニ而も相済可申様子なれとも、爰ニ而断申切候時者前件御頼之事も不請付、人の迷惑も構はぬと申場ニ落入、左様ニも拙者限不被申、尤品ニ寄其時宜にて承り帰り、一同相談及ひ候方宜旨之含ニ付、仰之趣委細承り候付、如何申立候歟難相分候得共今一応引取、夫々江相達可申候間、御請暫御猶豫願度段申述候処、急キ不申候間、篤

といたし候処可申出旨被仰聞候付、引取申候

九月廿日

一右之通被申詰、差当り返答ニ当惑罷在、尤此所ニ而断申候義者安き事ニも候得共、左候而者意地附ニ相成、尤一通り不成先柄、夫故心配不少、兎も角兼而被申聞も有之旁、不取敢西村氏江委細之儀申述、可然思慮有間敷哉相談可致旨一同宜狩へく哉之談ニ付、則今日和二郎罷出候処、西村氏御逢ニ付右之趣具相咄し、程克通れ方有御座間敷哉と申述候処、右者御請被成候得者警忝ケ度ニ而も夫限ニ者相濟間敷、何れ附纏可相成、既右組内入魂之もの其後申居候者、其仁勘定方之ものニ候処、一体此儀者何と歎いたし、御請相成候様俱ニ相頼候儀常なれとも、何れ御氣之毒之場ニ至り可申必定之由申居、詰り不評ニ而何分集り勢陣中之事ニ付御請合申置中、万一俄ニ出役何時有間敷事ニも無之、尤上分ハ道理も相分り、人躰も先者宜候得共、組内一躰之者御覽之通り実々陣中同様之所業ニ而、勿論何時なし減増相成候儀も有之、最初者かなり不評ニ付、當時之処ニ而者段々御支配会候より種々御折得有之、只今ニ而者余程人氣穩ニ者相成有之候得共、何分荒々敷寄集勢、中々組下之所ニ而者理非も不相分方多分にて、其御家抔御手寄可被成役所ニ無之、ケ様申候得ハ最初も申入候通り心易致したり、右様申候得者何角不人情之様ニ候得共、何分浪人ニ相違無

之、京住と相定候ニも無之事ニ而、浮浪之次第、公辺ニ而者別段御間ニ合可申役も相動り不申趣ニ候得とも、会俟思召有之様子ニ而、何となく御取立相成候趣、往々者一廉之御役ニも相成可申歎難計候得とも、何分寄合勢、急度致し候役前ニも無之儀ニ付、手堅御引合置被成候而も、其通りいつ迄も相崩レ不申様ニ者難成被存候旨、誠不面白事共ニ而、実々承り候程見聞と申中々立入可申先柄ニ無之候間、兼而相含罷出候儀ニ付何と歎手前方相離可申様之御工風有御座間敷哉と申願候処、夫者御支配会候之御用人ニ野村佐兵衛殿と申方有之、當時派利^{マツ}ニ而右組之御掛りニも有之候間、此人を以申立候時者速ニ御離れ相成候得とも、右様表立相成候儀も御望無之候ハ、拙者組内之者ニ入魂成ものも有之候間、如何様とも先々申論、御離れ相成可申様ニも致見候得共、詰り御入箇出来申場ニ至り候半而者相片付不申存候旨被仰聞、其後店內相談之上、右西村氏を相頼候ハ、先々安心ニ而、何分先方直引合難行届儀ニ付、入用相懸り候而も遁れ候方專要之談しニ付、又々西村氏江和二郎罷出大躰何程相掛り可申哉之段内探いたし候処、右者何とも申上様無御座候得共、先火葉代とニ而も相唱差出し可申様之計ひニ相談し見可申哉と存付候儀ニ御座候、夫も如何哉と実者種々勘考致し候儀、内々右組入魂之者江相探可申、先百五拾両計者何哉角哉ニ入用可有之と被存候、右ニ而も御

宜候ハ、不表立濟方相整候様取扱可致候得とも、此儀下拙右様之儀ニ加り候様世上江相洩候而者、当時之業躰差支候付、何分噂立候事計心配罷在候、決而御沙汰御無用被下度、左候ハ、却而右組江も差支、金作事は法度ニ付、其筋入魂之もの、取扱候もの迄も役失相成、尤下拙も大差障ニ付、必御他言御無用可被下旨堅被申聞候付、右之次第店方一同相談候処、右ニ而も後難不相懸方、俗ニ損して得取候と申ものニ付、弥西村氏相頼相通候方并用ニ付、又々西村氏和二郎罷出、只管程克相頼度申候、右之節右組之役柄荒増承り候処左之通

新選組

隊長 近藤 勇 殿

副長 土方 歳三 殿 室賀美作守様御用人之次男之由

參謀 伊藤 樞太郎 殿

組頭 助勤 共 三木 三郎 殿

一番隊より有之 武田 觀柳 殿

八番隊迄 井上源三郎 殿

一組十人之由 外五人

目付調役 篠原泰之進 殿

外六人

勘定役 岸嶋

原田 予州松山藩ニ而脱走之由

酒井兵庫殿

右之内

武田氏同年十月出走之処 其後右組より

召捕於途中切害之由

酒井氏同月暇相成候由

右組頭以上者一ヶ月御手当金^シ兩宛

余者七兩ツ、之由

尤御支配会候より極り通り御手当金兎角延引御下ケ不

相成候由

右之通ニ而西村氏被中間候者、此度下拙御取扱申候も、前件頭分兩人より之其元江談しニ而、尤頭分之事故脱走もの二者候得共、頭取候位之人柄ニ付、物事分別有之候故、引合方出来候儀、次役之向者只荒々敷人氣之もの計ニ而、中々折篤^説難行届候得者、駈合候意味も難分チ、左候ハ、今度御取扱之儀者御断申候半而者難成、尤右頭兩人より談し候儀者、其元御家柄を弁候而之事と被存、一ト通り右金談筋杯之義者先其掛り勘定役より談し候事ニ而、然二者下拙も幸ひ此節病氣全快二者候得共、今少し歩行難成、在宿罷在候故御請申候得共、無左候而者日々他出罷居候身分ニ付、迎も此事ニ打懸り候儀も出来不申、右近藤氏者隠成人躰、土方氏者中々賢才有之候得共短氣成氣質、武芸者伊東、武田達者ニ而、弟子持ニ有之候儀、併武田者随分欲成男ニ付、此義申談候得者又々謝礼も多分相懸り可被申、依而其人柄

を撰み隊長江折篤致し可申様之者江談合可致見積、猶勘考致置申旨被申聞候

一其後和三郎西村氏江罷出候処、被申聞候者、実者御引請申候得共如何致し申出しへく哉と心配罷在、役所江罷出候時者右様之内談筋人数も居合候義ニ而差支、又呼出し申談候而者事堅ク相成、如何致し宜哉と種々思案之折柄、幸ひ不計三樹氏、篠原氏兩人外用ニ而拙宅江罷越、右者少々先方より頼筋之儀申來候付、殊ニ以程克依而先方より之談筋聞取仕舞申候而内談及懸候処、至極請込宜、尤右兩人同道他出いたし候儀者表用ニ而、自用之節者組頭兩人同道者不罷成事、此辺等大平ニ都合相成候事、尤兩人了簡も探見候処、隊長江程克折篤申聞へく段申居候儀と被申聞候、其後罷出候処先々前兩人取扱を以程克相論し候様子、右ニ付而者右兩人相招一酌饗応之上、又々後難不相懸様篤と引合置候得者、御安心相成候儀、左候ハ、別段火薬代迄ニも不及、併今兩三度程も別席江相集、事済之上者礼酒又々別席おゐて打寄候得者、右人用計之事ニ而、其上右兩人江右鉢相応之御謝礼被成遣候ハ、夫ニ而御出方も聊ニ而相濟候様成行申候と被申聞、右寄集之節其元ニも御出被成候歟、御案内之酒席等も有之候ハ、其所江連行可申共存候得とも、能々厚配致見候へ者却而御近付ニ相成候時ハ、已來方一自分等之頼筋等も先方より申懸候ハ、又々御迷惑之御事ニ

而、拙者罷出尤先方始終参り先も承知之事ニ付、其処江相招候様取計可申旨被仰聞候事

十月三日

一今日新選組之使店表江入來、和三郎罷出可申旨申來候付、則罷出候処、取次之衆被申候者、前刻土方氏被罷出候付、折角相越候得共、明日又々罷出可申旨被申聞候付、引取申候

同日

一右ニ付引取懸ケ西村氏江罷出内意聞膳候処、此中より三木氏、篠原氏を以段々隊長江折篤申候儀ニ付、最早右ニ而相濟候而之事哉、しかし如何様成儀申候儀哉難計、何分近藤土方等者随分埒早き仁ニ付、一旦加様と申候得者事済候儀故、定而右ニ而程克相濟候事と被存候段被申聞候付、何れ明朝罷出候得者、尚宜相願候旨申引取申候

十月四日

一今朝和三郎新選組江罷出候処、近藤氏、土方氏御逢ニ而、此程より相談候金談筋一条何角其方おゐて迷惑ニ相成候由、此新選組台所者公辺より御賄有之儀、尤大坂へさへ罷越候得者何時ニ而も都合出来不自由無之儀、聊之儀を彼是と六条之足輕様之もの中江入取扱候儀、右様風聴致候事及間敷哉、此上者其方より申出候共当方より借請不申事也、此旨罷帰り重役之もの夫々江申聞へしと被申聞候付、直様引取

申候、先者右二而手離れ相成事濟候而、此上之事二存候
同日

一右引取掛直様西村氏江罷越、前件委細之趣申述候処、先々

一金拾五兩

三樹三郎殿

右二而事濟相成御同慶存候段被申聞候付、右之通二而自然

篠原泰之進殿

御氣障り二も有之、後々御意地二も相成候様之事有之間敷

看代
金マ仙疋宛

哉、此辺誠心配致候事と申候処、決而左様意地含可申様之

右 両人

次第二而者無之儀と何分二も先柄故申出し候儀を、最早其

一金貳兩貳分

差圖ニ付送ル
金_ニ仙疋

儀二不及と計只申様成事も有之間敷候得者、先其位之口上

西村芳三郎殿

者遣ひ可申儀、併言葉之中ニ意地相成候様成事も無之候得

一金貳朱

最初罷出候節
手土産菓子一掉

者、跡々差繼可申筋有之間敷、頭取候仁ニ而兎角武士道專

右 同人

要と申居候訳故、其場限り之事二而、則右二而相濟候儀二

病氣ニ付為見舞送ル
蒲鉾三枚

有之候、尤下拙も三木、篠原方今一応事濟相成候挨拶旁寄

一金三朱

右 同人

席致し、一酌差出し候上、兼而申置候謝礼金内々差出し候

右 同人

得者、請申候と存候、左候ハ、夫二而仕上ケニ而、右限り

右 同人

二而別ニ其外雜費等者相懸り不申、其上二而近藤、土方兩

一金壹分貳朱

度々罷出世話
相懸候付送ル

氏江序ニ罷越面会之上、此度下拙相加り候一条弁解致し断

煎茶小半斤

申置候様可致、無左候半而者拙者も氣濟不致候間、左様ニ

右 同人

可致候旨被申聞候

一金拾貳兩貳分

挨拶
看代

十月十六日
一其後談合之上、事濟挨拶会釈向左之通

一金拾七兩貳歩

集会之節

右 同人

三ヶ度諸入用

金サ仙足^{五十}

一金三分

藤田和二郎

太儀料

金マ舟疋

メ金ツシチ兩マ分マ朱^(四十)^(三)^(三)

右之通夫々差送り申候

一此度之一条者万事西村氏江相頼任切申候儀、尤集会之節杯和二郎ニ立会として罷出呉候様ニも被申候得共、又々同氏勘考之上、夫ニ而者馴染相成、却而跡為宜符間敷段被申候付、都而差図ニ随ひ申候事

十月晦日

一西村氏方和二郎江手紙を以左之通

其後御無沙汰罷在、如何御座候哉奉伺度候、然ル処昨夜三木氏出会致度趣ニ付逢申候処、無余儀被申談候次第者、同人義今般出府之用事出来、一兩日中ニ発足可致候処、手元少々不底ニ付、何卒過日之儀恩分ニ申掛ケ候ニ者無御座、決而左様之儀ニ者無之、来ル十二月之末ニ者是非帰京可致候間、其節旁返金ニ可及候付、多分ニ而も無之漸二十金計取替置被下候様、周旋之程下拙より御頼申上呉候様ニと申事ニ付、即答ニ否申兼、此段一応申上候、尤如御存至急之姓実ニ候間、御断ニも可相成義御座候ハ、其趣書状ニ而御遣し被下度、先方江其儘差送申度、

何分無余儀次第、不得止以急状此段奉申上候、何分ニも取急居候間、早々御返事之程呉々も奉待候、不備

晦

右之通申来候付及相談候処、右取替之儀差支候儀ニ付断申度候得共、又々不一通先柄彼是意地相付候而は不宜候付、少々之儀別位之事ニ而相濟候様、一応西村氏江相談候方可然ニ付、和二郎差合有之、清三郎兩度差出し委細申含、右等之次第程克申申候処、同氏被申候者、右御取替之儀者御差支相成候段御察申居候得共、下拙限御断之趣ニ申成候而者、自然御店江先方参りも候ハ、其節下拙中計致し候様被思候而も迷惑いたし候付、一応御返し申置候儀、併丸で御断被仰候而も実者聞入申間敷哉と存候旨被申聞候付、左候ハ、何程差進候得者程克候哉と内意相尋候処、何とも此上御迷惑之御儀ニ候得共、先三千疋御遣し有之候ハ、相歎入手可致と存候、実ニ拙者御取扱申兼候得共、無覆蔵申上候方手早事ニ存候付、此段宜御承知可被成、誠ニ彼是申掛られ於下拙も迷惑之儀と被申聞候付、尚引取可及相談旨申し、引取及再評候処、右ニ而承知致し候方宜趣ニ付、又々同人ニ右金子為持遣申候、尤右一件ニ付兩三度計駈合、其後和二郎も罷出委細申承り候、則左ニ

一金七両貳分

三樹三郎殿

旅用金取替之儀

被申掛候処、西村氏取計

を以錢別と被成差送

取替候儀者断申切候

西村氏渡し

一金壹両壹分

西村氏

前件一条ニ付彼是

厚配被致具候付

送ル看代

金サ舟疋

金千両マ分

右之通候事

十二月十八日

一西村氏より和三郎江手紙を以左之通

然者新選組篠原氏入来、尤深酔中と被見請候得共、過日

之一件先柄ニ者薄礼之趣ニ申掛、何歟下拙ニ而も多分ニ

金子引込居可申哉之様子暴論被申掛、心外之儀ニ付、

段々弁解強ク致し候処、漸承知之模様ニ候得共、元来片

意地之仁躰ニ而深困入候、然ルニ昨日も又々入来、此程

失敬之断ニ罷越候と申居候得共、今兩人同道之者も有之、

此節御渡金相滞一盃之酒も吞不申候付、一酌之周旋丈ケ

いたし呉候様、酔中ニかこち談事有之、実ニ無詮事ニ掛

り合せ、迷惑残念之限ニ御座候、右躰之儀当度之一件坏

無御座候而者、決而其分ニ差置可申儀ニ者無之候と存候、

遺憾此事ニ御座候、全先般三木氏江者用立之儀有之、其

節同人江ハ不遣候付、其儀承知いたし候哉之趣ニ而も有

之候哉と被存候付、此上乍御迷惑如何躰ニ而も一酌之分

御遣し被下間敷哉、左様無御座而者貴君江拝面可願杯踏

付之議論申出候間、宜御勘考被下度、何分先柄困りニ而

御座候、且是式之事ニ而此節柄御互ニ用繁中貴面可申義

ニハ無御座、御堅考之上書中ニ而御答奉入待候、恐々

十八日

右之通申来候付及相談候処、誠度々ニ而何とも迷惑千万、

乍去打捨置候事も難相成、先一応何程ニ而宜有之候哉、西

村方江尋候方可然ニ付、和三郎差合有之万次郎差出候処、

何とも度々ニ而御迷惑ニ候得とも、拙者も右談判ニ困り果

候儀、此上乍御迷惑三木氏之振合を以、同様御取計遣有之

候ハ、相歎可申旨被申聞候付、尚罷帰り可申聞旨申置、

引取申候

一其後和三郎罷出、苦々敷事共程克申掛候処、実ニ御迷惑之

事と被申、併三木氏之節之儀、定而同人より移り聞込候而

之事と被存、最初途中ニ而逢申候処、只今より何れ江歟一

酌可參旨申掛候得共、拙者程克断切相遁れ候処、又々其後

出会同様被申掛、其後拙宅江罷越、酩酊之上程々彼是と申

掛、下拙義其節之金子取込居候様申募候付、大ニ言葉戦い

たし候儀、然ルニ段々断申聞何と歟取持いたし、一酌之足

金申請度段申張、尤此節御手当金も相下り不申、実ニ不自

由罷居候儀者承知之事ニ而、夫故尚更無頼申居候儀、何分

ニも先柄之仁故無理成事共有之候得共、其身計之者ともニ

而致し方無之人物、何卒今一ケ度三木氏同様ニ御取計被遣

候半而者、御店江出可申と被存候、別而追々月廻之折柄宜

御頼申度段、わけて被申聞候付、猶引取相談可及旨申之、

引取申候

一右ニ付再談いたし候処、致し方も無之儀ニ付同様取計致し、

跡之処急度引合置候様可然ニ付、則左之通

一金七両貳分

篠原泰之進殿

肴代

金マ仙疋

一金壹両壹分

西村氏

肴代

金サ舟疋

〆金チ両マ分

但右ニ付彼是迷惑も打掛り

内雜費等も相立候由ニ付

三木氏之節同様別段

差送り候事

右之通差送り申候事

十二月廿八日

一西村氏より和三郎江手紙を以左之通

追々月廻ニ相成、御用繁之程奉推察候、扱昨夜俄ニ御面

談申上度義出来、依之今朝推参可仕心組ニ御座候処、此

節柄実ニ御察申上、将又下拙ニも御案内之通今少々身躰

心ニ不任候付、何卒今昼前後迄ニ御手透も御座候ハ、

御入来被下度、且罷出候而不苦候ハ、御近辺迄ニ而も

出張可仕候、尤新規之事ニ付、荒増書中ニ而も申上度御

座候得共、愚筆其儀ニ不能、御用多中拜面之儀、一入御

氣之毒至ニ御座候、尤先方江夕刻迄ニ可否之返事ニ及可

申事柄ニ付、乍自由御尊来被下候哉、推参可仕哉、御報

早々奉待入候、早々謹言

念八

右之通申来り、和三郎差合有之候付万次郎差出相尋候処、

新選組勘定役入来、会俟より御下ケ御手当金其後御下ケ無

之、此暮取統方差当り大当惑ニ而、大坂表江罷下金融方之

間合節廻之折柄ニ而難行届候付、何れ於当地何と歟才覚借

入不申候半而者難相成、あれは江可及頼談積、就而者三井

方如何之仕法ニいたし候得者イ仙両計金談相調可申哉、同

家江聞合呉候様、尤右者同家江推参直談申度候得共、早速

二者承知も不致哉、彼はいたし候而者今日之事ニ而手支候

付、何卒下拙より相頼試呉候様、先達而之節者下拙之計ニ而、承知致置候儀も有之候得者、此度者当方組より相頼候義聞入呉度存候段、勘定役之もの罷越被申懸、於拙者も大牛ニ迷惑いたし候段西村氏被申聞、何と歎致し候得者、金談貴店ニ而相調可申哉と被申候付、其辺之儀者相心得不申、引取委細可申聞旨申述候処、左候ハ、事急ニ而先方江も何と歎返答可申遣儀ニ付、一応和三郎殿ニ御面ニ掛り度候間、御出被下候哉、御近所迄罷出可申哉、と被申聞候付、尚引取可申聞様申伸、引取申候

十二月廿八日夕

一右二付和三郎も此節繁多ニ而右様之儀ニ相抱り候間合も無之候付、一応手紙を以断申遣し候方可然ニ付、則書面を以何分月廻之折柄、重役共江相談可申間合も無之、無左候而も手前方御屋敷方江ハ御調達筋不仕家風之儀者兼而も申上置、御承知之通り之次第、夫ニも不抱何分当節大不操合ニ而、迺も御調達杯之儀出来不申候間、不悪此辺御差含、宜御断方奉希候段書中ニ而申遣し候事

十二月廿九日

一今四時頃西村氏店表江入来、尤新選組之人彦人同道ニ而、西村氏被申聞候者、別席江案内いたし呉候様との候処、折節来人も有之候付、於廊下和三郎面会いたし候処、昨日より御駈合之儀、新選組江申通候処、何分手支当際難行届、

同夜

何れあれは江借入之儀急談及び候得とも、其元様方も何と歎御勘弁御貸渡相成候様下拙より相頼呉候様申候得共、御断之御返答ニ付、則勘定役之もの三人同店江差向相談候様取計可致候間、拙者も俱々相頼呉候様無余儀被申掛、誠迷惑之事共、拙者も未睨々不致、歩行も六ヶ敷候得共漸罷出候儀ニ而、右組之者三人之内式人者途中ニ為待置候、彦人丈ケ同道罷出候儀、右者其元様ニも御直談今日之事ニ而、御用繁中御迷惑之段推察いたし、途中ニ而勘考二者、右様出懸候儀ニ付又々此上御迷惑ニ候得共、是より一酌あれば連行、其上ニ而程克御断相立候様拙者より精々談判可及、左候ハ、右入用相掛り候得とも、右丈ケ御出金被成下候ハ、御遁れ相成候様取計可仕旨被申候付、幸ひ御出之儀、左候ハ、其段一応重モ役老輩之もの江申聞候間、暫御待被下候様申述候処、先方之仁も為待置候儀、日間取候而者先方氣配不宜候間、直様引取直ニ同道可致旨被申聞候、依而御日間ニ入申間敷、一応御出ニ而只今御談之趣老輩之者江不申聞置候半而は出金方六ヶ敷、且者凡御入用何程相懸り可申儀哉、為念是も相伺置度段申入候処、三人之料理向格別之事も有之間敷、何分彼是御咄し致居候被存候而者却而差支候付、宜御申述置被下候様御頼申候旨被申置、右店先ニ相待居被申候仁と一緒ニ被引取申候

一 今初夜時頃店戸外より投入置被申候書面左二

齊之上

過刻者罷出御用多中何共御面倒御氣毒至ニ存候、次二只

今漸下拙而已開席仕候得共、來春後難之無之様急度取計

申置候、尤前刻三人共貴店江罷出候様ニ致置申上、委細

之儀者拜謁之上可申述候得共、明朝何卒金五兩包三ツと

外二入費金六兩式分計御遣し被下置、何歟之儀者拜願

万々奉申上候、以上

廿九日

十二月晦日

右之通被申越相談および候処、余り度々之事ニ而、又々此

上如何躰之任組被申出哉も難計、最初存意と者下直ニ上り

申候得共、其儀者双方承知之上候儀、ケ様之儀度々被申掛

却而一通り相請候而者差支ニも可相成哉ニ付、先今日之処

右入用金六兩式分計源次郎ニ為持遣し、御先方江御会釈之

儀一向相心得不申儀ニ而、何れ和二郎御面談之上可申上候

得者、先右六兩式分丈ケ差上置候間、宜御取計被成置被下

度段、程克取膳申入候様相含ませ為持差出申候

同日

一 右入違ニ西村氏より和二郎江紙面を以左之通

昨日者御用繁中御面倒之儀宜敷御断奉申上候、次ニ昨夜

書狀一通差出置申候事柄委曲不申上候付、御不審も御座

候半歟と存候間、猶又為念別紙一通差出申候、御繁用中

御氣毒ニ御座候得とも篤と御覽可被下候、以上

晦

一 昨朝本陣江罷出御断之次第逐一ニ申述候処、何分ニも

不聞入、漸金千兩計之取替金来ル卯正月申借用致度趣

ニ而、其儀ニ付而者先達而下拙周旋仕置候廉を以、今

般者下拙江向尽力致呉候様折入而段々之頼談、且下拙

而已ニ而者万事可届兼哉之趣ニ而、勘定方之者三人附

添貴店江罷出、古老之衆江説諭致し度段、色々断候得

共御存之通疎暴^{（キ）}之者方ニ付、下拙断強申候得共、直様

罷出直談可致、夫ニ而者先日之心配も却而無益之次第

ニ相成候哉と、乍不及配慮痛心之上急度決談仕、右三

人同道ニ而尊店江可罷出趣ニ受合、途中ニ而三人之者

江説得仕、兩人ハ先斗町江遣し置、佐野七五三之助と

申者計同道ニ而一応罷出申儀ニ而、逐一申上度存候得

とも、何分長談も不相成候付、無抛荒増計申上候儀ニ

而、古老之衆江説得候得とも、何分当節柄不手廻之趣

ニ而、段々御引ニ相成申候程ニ、三人之者より申出被

置候様頼談仕義ニ而、御逢杯ニ相成候得者後日又々参

上も難計儀ニ而、下拙一己ニ独談決心之上如斯取計置

申候、尤其儀ニ付而者、三人之衆江金五兩ツ、も今日

之儀ニ而遣し申度、昨夜五ツ時頃迄酒食為致候入費と

も、其儘酔中ニ者御座候得共、書認差出し置候儀ニ御

座候、猶委細者明春拜眉之上申上候、早々
右之通申來候事

十二月晦日

一前件之通源次郎差出候処、今日之所右入費金六兩貳分之儀者、明春御遣し有之候而も宜次第、三人之者江御会積向之所御遣し無之候半而者不都合之様存候、尤右ニ付委細入紙之儀前刻紙面を以申上候得者、其元御越之跡江差上候歟、定而行違相成候事と被存候、右書面ニ而何歟相訳り可申儀と奉存候ニ付、御歸り後左様被仰下、今日之儀ニ付何卒直様三人江之御差向金御持參被下候様存候、只今御持參之御金者御持歸り、此分者跡ニ而も可然候段被仰聞、兼而源次郎差含居候儀ニ付、委細仰之趣引取可申聞、只今持參仕候金六兩貳分は御預り置被下候様申置引取申候

十二月晦日夕

一前件書面を以被申越候趣相分り有之候得共、何分度々之次第、尤此度者先方江出金之儀相断候付、多分之会積相懸り候而も差除方之儀者此方より相頼候儀ニ而も無之、余り自由之仕方被致候儀ニ付、聊之儀ニも無之旁今日之儀何れも多用罷在、右等之所江手廻り兼候付、粗相談之上前刻為持遣候六兩貳分之上江尚又三兩貳分相足し合拾兩ニいたし、源次郎ニ為差含、又々西村氏宅江差出し、委細御手紙之趣承知仕候得共、今日之所多用、相談相調兼候付、何卒乍御

世話今日之所者金拾兩差上置候間、右ニ而可然御済ませ置、猶早春和三郎罷出何角之次第柄御断可申上候間、何卒右之趣御承知宜御取計置被下度段相頼申候処、右様之次第柄ニは少々趣意柄も御聞取違相成可申歟、只今御覽之通先方より又々催促ニ被參居、大申ニ此方ニも迷惑之事共、併今日之儀最早夕刻ニも相成候義、御互ニ取紛中ニ付、先御差越之金子拾兩は此儘御預り申置候間、何分早春是非和三郎様御面会被下候様御申繼被下段被申候付、承知之旨申述引取申候

卯正月五日

一西村氏より和三郎江手紙を以左之通

改年之御吉兆尽限不可有御座慶賀之至奉御同慶ニ存候、随而旧冬者切迫御繁用中種々之義申出、何共御氣之毒之至ニ候、扱其砌金拾兩御差送、色々御断奉申上候得共、強而御談合ニ付無余儀其儘ニ今以御預り申居、且其節早春者貴君御入來之趣ニ御申述ニ付、何歟者其時と延刻罷在候処、追々下拙ニも困り入候、且は何歟御無心様之儀ニ而も下拙申出候様之御取扱振、何共赤面之儀、一応罷出篤と御談可申上候得共、初春之儀、将下拙ニも尊店江可罷出儀者元來不相好、俗ニ申候中ニ立候程ニ而御察被下度、御預り申上置候金子之所置も無致方、何卒御勘考之上明日ニも御報被下度先者為右候、恐々頓首

初春五日

卯正月六日

右之通申来り、種々及相談候処、被申掛御金高之内少しニ而も不足致し候ハ、請取不被申事は必定ニ而、此所ニ而右金高直切杯致し候而者、万一又々別儀ニ事寄此後彼是有之候而も、此上手数之上物入も出来候而者誠以当惑千万、依而今一度手堅引合候上無致方候間、此度者先方申条相立候方ニ取計可申事ニ治定相成候付、今朝和二郎西村氏宅江罷越面会及び候処、旧臘より的一条細々被申述候付、於手前方も月廻之節柄行違之儀も可有御座哉ニ候得共、此方存寄も具ニ申述候処、此儀一応前以不申上置、拙者限取計候段者無念ニ候へとも、今更致方無之仕儀之辺、断やらいやみ交り被申談候付、詰り此度者致方無之候得共、最早此後後難相懸り不申様篤と示談申詰、此後之所は引受急度御迷惑不懸様取計進可申段被申聞候付、無是非承知致し引取申候、則申立られ候金子左ニ

一金十五シサ兩

勘定役三人江
サ兩ツ、

一金六カ兩三七分

右三人并西村氏
寄席之節諸人用

メ金二十セシイ兩三七分

右西村氏渡し

右金子包万次郎ニ為持遣し、預り置候旧臘之金高十シ兩請取歸り候、尤右ニ而此一条手切相成候事八十七
都而入用高合三チシエ兩三マ分三マ朱也
右之通候事